

## 3章 景観重要建造物の指定

### 1. 景観重要建造物とは

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要なものについて、景観行政団体の長（大阪市長）は、景観重要建造物に指定することができます。指定は、大阪市景観計画で定めた景観重要建造物の指定方針及び指定基準に基づくとともに、大阪市都市景観委員会の意見を聞いた上で行います。

#### （１）「景観重要建造物」の指定方針

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意向を踏まえ「景観重要建造物」として指定します。

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

#### （２）「景観重要建造物」の指定基準

- ① 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③ 美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

### 2. 景観重要建造物の指定について

大阪市では、現在、1件の景観重要建造物を指定しています。

#### （指定する建造物）

大阪城天守閣（特別史跡指定の石垣は指定範囲に含まない）

#### （指定番号）

第1号

#### （指定年月日）

令和5年3月30日

#### （所在地）

大阪市中央区大阪城1-1

#### （指定理由）

現在の大阪城天守閣は、昭和6年（1931年）に市民の寄付により豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みた建造物であり、その外観は90年以上大阪のシンボルとして市民に親しまれ、大阪城公園の深い緑と調和した絶妙な景観を呈しています。

本市では、こうした特徴を有する大阪城天守閣を地域景観の核として保全・継承しながら、地域の良好な景観形成に活用することが、大阪らしい景観を実現する上で非常に重要なことだと考えていることから、大阪城天守閣を景観法に基づく景観重要建造物に指定します。

指定内容について、詳しくは大阪市 HP「大阪城天守閣を景観重要建造物に指定しました」をご確認ください。

「景観重要建造物」の制度に関すること、「大阪城天守閣」の景観的な特徴、「大阪城天守閣」を中心とした本市の景観づくりの取組み等をご紹介します「顕彰ブックレット」も掲載しています。



「顕彰ブックレット」表紙